

## 公 告

令和6年度書かない窓口システム導入業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年4月1日

鹿島市長 松尾 勝利



### 1. 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度書かない窓口システム導入業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和6年度書かない窓口システム導入業務委託仕様書」  
のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日～令和9年3月31日

### 2. プロポーザル募集の流れ

- (1) 参加表明書及び参加資格確認資料の提出  
本プロポーザル募集に参加を希望する者から、参加表明書及び参加資格確認資料の提出を求める。
- (2) プロポーザル審査書類の提出  
参加資格を有する者から、提案書及び実績書等の資料の提出を求める。
- (3) 書類審査及びプレゼンテーション審査の実施  
書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

### 3. 参加資格

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、参加形態は事業者単体とする。また、主たる業務の下請けは認めない。

- (1) 本市と同規模以上（人口2.5万人以上）の自治体において、書かない窓口システム又はこれに類似するシステムの稼働実績があること。
- (2) 佐賀県内又は福岡県内に本店、支店又は営業所等があり、業務期間中の開発・保守・問合せ等に迅速な対応が可能であること。
- (3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のISMS適合性評価制度の認定またはプライバシーマークの認定を受けていること
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (6) 参加表明書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立て

がなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (9) 提案者は、事業化に向け必要となる市その他の関係機関等との協議、調整などを適切に実施する能力を有し、諸条件に変更が生じた場合などにおいて柔軟な対応ができる者とする。

#### 4. 手続き等

##### (1) 問い合わせ

鹿島市役所 市民課 担当：野中

住所：〒849-1312 鹿島市大字納富分 2643 番地 1

電話：0954-63-2117（直通）

FAX：0954-63-2128

メール：shiminka@city.saga-kashima.lg.jp

##### (3) 質疑の受付期限、受付先及び受付方法

① 受付期限 令和6年4月12日（金） 17時

② 受付場所 鹿島市役所市民課

③ 受付方法 電子メール

##### (4) 参加表明書及び参加資格確認資料の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和6年4月19日（金） 17時まで必着

② 提出場所 鹿島市役所市民課

③ 提出方法 持参又は郵送で提出

##### (5) プロポーザル審査書類の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和6年4月25日（木） 17時まで必着

② 提出場所 鹿島市役所市民課

③ 提出方法 持参又は郵送で提出

##### (6) プレゼンテーション審査

① 実施予定日 令和6年5月9日（木）予定

② 実施場所 鹿島市役所 庁舎内会議室

##### (7) 審査結果・公表

優先交渉権者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を電子メールにて通知する。また、審査結果は市ホームページ上にも公表する。なお、審査結果の通知は令和6年5月13日（月）を予定している。

#### 5. 契約手続き

選定された優先交渉権者は、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議を行った上で、予算の範囲内において契約を締結する。なお、その者との契約が成立しな

い場合には、次点者と交渉を行うものとする。

#### 6. その他

- (1) 詳細はプロポーザル実施要領及び参加表明書等による。
- (2) 提案書等の著作権は応募者に帰属する。
- (3) 著作権等に関する公的権利の確保は応募者が自らの責任で行うこと。
- (4) 参加報酬は無報酬とする。